

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成26年10月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成26年11月18日（火曜日） 午後2時から	三豊市詫間町詫間1338番地5 詫間勤労会館

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成26年11月10日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

詫間都市計画道路の変更案の概要

- 1 都市計画道路中3・3・1号宮尾洲崎線を3・3・1号宮尾浜西線に、3・4・3号停車場香田線を3・4・3号停車場塩生線に、3・5・2号松崎中郷線を3・5・2号松崎的場線に、3・5・3号中郷香田線を3・5・3号本村香田線に名称を改め、3・3・1号宮尾浜西線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 数 員		幅 員
幹線街路	3 ・ 3 ・ 1	宮尾浜 西線	三豊市 三野町 大見字 宮尾	三豊市 詫間町 松崎字 浜	三豊市 詫間町 松崎字 北浦	約3,070m	地 表 式	4 車 線	25 m	J R予讃線 と立体交差、 幹線街路と 平面交差1 箇所	—
幹線街路	3 ・ 4 ・ 3	停車場 塩生線	三豊市 詫間町 松崎字 丸山	三豊市 詫間町 詫間字 城下	三豊市 詫間町 詫間字 経面	約3,220m	地 表 式	2 車 線	16 m	幹線街路と 平面交差2 箇所	なお、詫間 町松崎字浜 に駅前広場 約3,500㎡ を設ける
幹	3	松崎的	三豊市	三豊市	三豊市	約860m	地	2	12	J R予讃線	—

線 街 路	・ 5 ・ 2	場線	詫間町 松崎字 唐崎	詫間町 詫間字 的場	詫間町 松崎字 浜		表 式	車 線	m	と立体交差	
幹 線 街 路	3 ・ 5 ・ 3	本村香 田線	三豊市 詫間町 詫間字 吉久	三豊市 詫間町 詫間字 兜錦甲	三豊市 詫間町 詫間字 天満下	約1,660m	地 表 式	2 車 線	12 m	—	—
幹 線 街 路	3 ・ 5 ・ 8	詫間仁 尾線	三豊市 詫間町 詫間字 松本	三豊市 詫間町 詫間字 妙現	三豊市 詫間町 詫間字 吉久	約1,710m	地 表 式	2 車 線	12 m	—	—

2 都市計画道路中3・4・1号裏浜中郷線、3・4・2号港湾神田線を廃止する。

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。